

議事堂における受動喫煙防止の取り組みについて

平成 31 年 3 月
議会事務局総務課

1 現状

議事堂では、1階、3階、4階、5階の4か所に喫煙室を設置している。

2 健康増進法の改正

(1) 法改正の概要

平成30年7月に健康増進法が改正され、学校、病院、行政機関等の第一種施設については、平成31年7月1日から敷地内禁煙となる。ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所を特定屋外喫煙場所として設置することができるとされた。

それ以外の施設である第二種施設については、平成32年4月1日から原則屋内禁煙となる。ただし、管理権原者は、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室を専ら喫煙をすることができる場所（以下「喫煙専用室等」という。）として定めることができるとされた。

(2) 本県議事堂の取り扱い

- ・厚生労働省によると、議事機関である県議会は第二種施設に区分される。そのため、平成32年4月1日から、原則屋内禁煙となる。
- ・喫煙専用室等を設置する場合、厚生労働省が定めるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合したものであること、本県議事堂の主たる出入口と喫煙専用室等の出入口に、厚生労働省が定める標識を設置することが必要となる。
- ・現在の議事堂の1階喫煙室については、傍聴者入口付近に位置していること、たばこの煙の排出先が第一種施設である三重県庁来庁者が通行する歩道に近いことから、平成31年7月1日以降の使用は困難となる。

(参考：「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について、平成31年1月22日付け健発0122第1号、厚生労働省健康局長通知)

第1 改正法の内容及び留意点

- 4 多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。当該配慮義務の内容の具体例としては、喫煙場所を設ける場合には施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しないこと、喫煙室を設ける場合にはたばこの煙の排出先について当該喫煙場所の周辺の通行量や周辺の状況を勘案して受動喫煙が生じない場所とすること等の措置を講じることが考えられる。

3. 本県議事堂における対応

- (1) 1階喫煙室は、傍聴者入口付近に位置していること、たばこの煙の排出先が第一種施設である三重県庁来庁者が通行する歩道に近いことから、平成31年6月末までに廃止する必要がある。
- (2) 3階、4階、5階の喫煙室については、望まない受動喫煙を生じさせないとする法改正の趣旨を踏まえながら、平成32年4月の法施行までに対応を検討する必要がある。

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
- ・病院、診療所
- ・行政機関の庁舎 等

敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日
施行

上記以外の施設*

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送用事業船舶、鉄道
- ・国会、裁判所 等

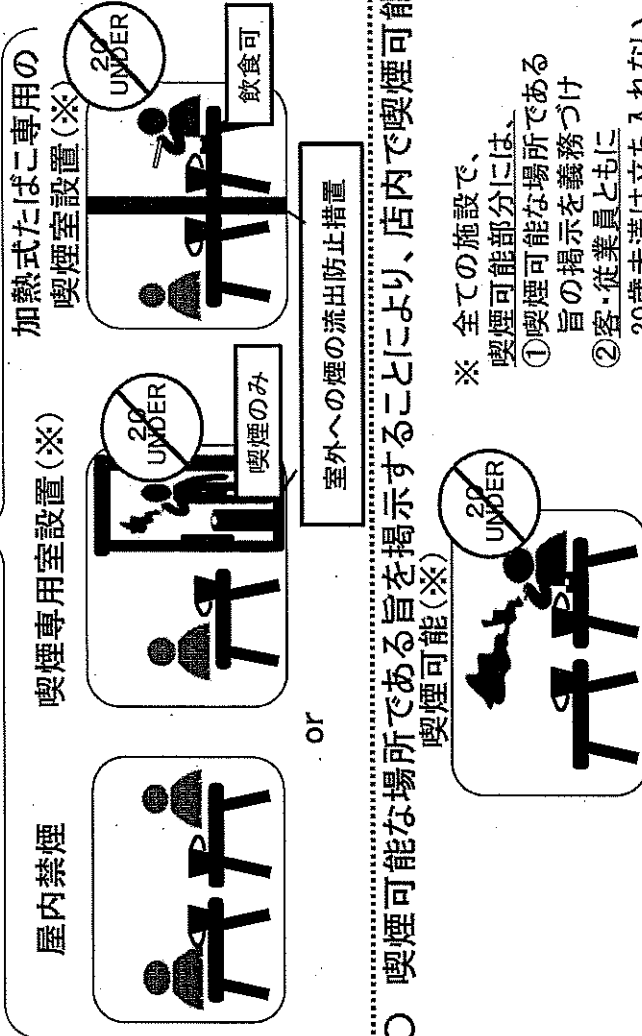
*個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

【経過措置】

既存の経営規模の
小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要） 経営判断により選択



喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能

- ※ 全ての施設で、喫煙可能部分には、
①喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
②密・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

2020年
4月1日
施行

喫煙目的施設

- ・喫煙を主目的とする施設
- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店
- ・公衆喫煙所

施設内で喫煙可能 (※)

屋外や家庭など

喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。
子どもや患者等、特に配慮が必要なが集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年
1月24日
施行